

保険期間：2023年8月1日午後4時～2024年8月1日午後4時  
保険料控除開始：2023年10月給与から毎月控除

- 交通傷害
- 日常生活賠償
- 携行品損害
- ホールインワン・アルバイト費用
- 救護者費用
- 本人介護一時金
- 親介護一時金
- 親の介護による休業補償



仕事と介護を両立させるために

**親介護一時金**

**親の介護による休業補償**

親の介護が必要になったら… あなたは「その日に」備えていますか？

超高齢社会到来!!

**ご両親の介護は、他人事ではありません!**

要介護(要支援)の認定者数は年々増え続け、  
2012年からの10年間で1.29倍に。

(出典：厚生労働省「介護保険事業状況報告の概要」各年5月報告分)

脳卒中や転倒・骨折等をきっかけに要介護状態になる高齢者は多く、「親の介護は突然やってくる」といえます。親の介護が必要になったときに「介護を理由に仕事を辞めない」ためには、あらかじめ経済的な備えをしておくことが重要です。

(要介護(要支援)認定者の推移)



## 親介護のリスク

親の介護は、突然にやってきます!!



仕事と介護を両立するためには

施設での介護を  
考えているAさん

親の状態に応じた介護施設を探さないと…希望する施設に空きがないことも想定されます。

自宅での介護を  
考えているBさん

ヘルパーを雇ったり、親族の協力を得たりと、介護ができる体制を整えるには時間がかかります。

**“初期対応が大事”**

仕事と介護の  
両立



職場の介護休業制度を利用し、しっかりとした初期の対応をとることで仕事と介護の両立が可能!



このような場合に役立ちます!

**親介護一時金**

初期費用  
約**74万円**

介護の初期費用、いくらかかるんだろう…?

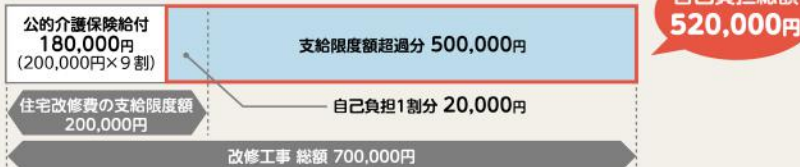
(出典：生命保険文化センター  
「令和3年度生命保険に関する全国実態調査」)

現状の公的介護制度では足りないケースも多々あります。ひとつの例を紹介します。

所定の要介護状態となり、自宅で介護をするためトイレの改修、玄関・階段の手すり付け、浴室の改修を行った場合

トイレの改修	排泄に介助が必要となったので、入り口の引き戸への変更、手すりの取り付け、和式便器から洋式便器への交換をしました。	300,000円
玄関・階段の手すり	歩行に介助が必要となったので、玄関と階段に手すりをつけました。	100,000円
浴室の改修	入浴に全面的な介助が必要となったので、段差の解消、入り口の引き戸への変更、手すりの取り付けをおこないました。	300,000円

改修工事を行う場合の自己負担額の例

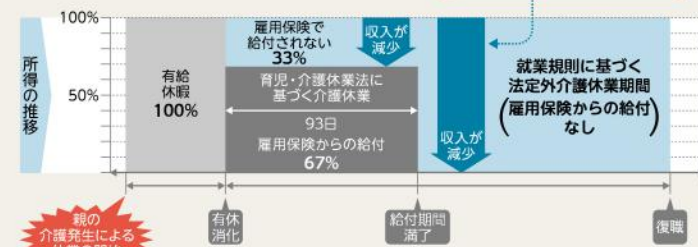


手すりの取り付けや段差の解消等、小規模な住宅改修に要する費用が給付されます。利用者がいったん全額を事業者を支払った後、限度額範囲内であった費用の9割(または8割もしくは7割)が公的介護保険から給付されます。残り1割(または2割もしくは3割)と限度額をこえた費用が自己負担になります。住宅改修費は同一住宅につき20万円(給付は18万円または16万円もしくは14万円)までが限度額となります。



**親の介護による休業補償**

この収入の減少に備えるのが「親の介護による休業補償」です。



(注) 社員の親のみ特約被保険者・介護対象者として行うことができます。



# 生活サポートコース保険料

	セット	保険金額	月払保険料
<b>基本補償</b> <b>交通傷害</b> <small>(傷害死亡・後遺障害)</small>	<b>D1</b> ■交通事故によるケガで死亡または後遺障害が発生したとき ■海外での事故も対象 ★車にはねられて後遺障害がのこった <small>※D1、D5、D30のいずれかのコースを必ずお申込みください。</small>	100万円	20円
	<b>D5</b> 500万円	120円	
	<b>D30</b> 3,000万円	720円	
<b>日常生活賠償</b> <b>国内のみ示談交渉サービス付</b>	<b>E2</b> ■他人の物を壊したり、ケガをさせたときの賠償責任や電車等の運行不能賠償責任を補償 ■海外での事故も対象(一部国内のみ対象) ■家族も対象* <small>(*) 被保険者の範囲はP43をご覧ください。</small>	2億円	110円
	<b>E3</b> ★買い物中に買って商品や壊してしまった ★自転車に他人にぶつかってケガをさせたなど	3億円	120円
	<b>F1</b> ■外出先で携行品を破損したり、盗まれたとき(免責金額:1事故につき3,000円) ■海外での事故も対象 <small>(注) スマートフォン、漁具等は補償対象外となります。</small> ★外出先でカメラを落として壊した ★旅行中にハンドバッグを盗まれたなど <small>※年間のお支払い限度額は、保険金額までです。</small>	10万円	60円
<b>携行品損害</b>	こちらは携行品損害でお支払いができません		
	<b>F2</b> 漁具、携帯電話・スマートフォン、ノート型パソコン	20万円	90円
	<b>F3</b> コンタクトレンズ、眼鏡(サングラスなどを含む) <small>(詳細はP37をご確認ください。)</small>	30万円	140円
<b>ホールインワン・アルバトロス費用</b>	<b>G3</b> ■達成祝いの費用を補償 ■アルバトロスも対象 ★ホールインワンを達成したなど	30万円	240円
	<b>G5</b> <small>※国内のゴルフ場で達成されたホールインワンまたはアルバトロスが補償されます。</small>	50万円	400円
	<b>G10</b> 100万円	810円	
<b>救護者費用</b>	<b>H3</b> ■遭難や捜索救助の費用や、親族が現地に赴く交通費等を負担したとき ■海外の事故も対象 ★旅先で長期入院し家族が迎え行くのに費用がかかったなど	300万円	20円
	<b>H6</b> 600万円	30円	
	<b>H10</b> 1,000万円	50円	

※「本人介護一時金」の被保険者、「親介護一時金」の特約被保険者、「親の介護による休業補償」の介護対象者は、2023年8月1日時点で満20才以上89才以下の方、かつ健康状況告知の結果、ご加入できると判定された方に限ります。

	セット	保険金額	年令	月払保険料	年令	月払保険料
<b>本人介護一時金</b> <small>※健康状況告知が必要となります。</small> <small>※社員ご本人のご両親を特約被保険者とする場合は、「親介護一時金(K1、K3)」にご加入ください。</small>	<b>J1</b> 100万円	20~44才	10円	55~59才	80円	
				60~64才	190円	
				65~69才	450円	
				70~74才	1,020円	
				75~79才	2,250円	
				80~84才	5,790円	
★事故により寝たきり状態になり介護が必要になった など 介護のため一時的に必要となる費用(介護用品・住宅リフォーム費用等)に充当することを目的とした特約です。	<b>J3</b> 300万円	20~44才	20円	55~59才	250円	
				60~64才	580円	
				65~69才	1,360円	
				70~74才	3,050円	
				75~79才	6,750円	
				80~84才	17,360円	
45~49才	50円	80~84才	17,360円			
50~54才	110円	85~89才	34,380円			

	セット	保険金額	親の年令	月払保険料	親の年令	月払保険料
<b>親介護一時金</b> <small>※健康状況告知が必要となります。</small> <small>※特約被保険者は社員ご本人のご両親のみとなります。</small>	<b>K1</b> 100万円	20~44才	10円	55~59才	80円	
				60~64才	190円	
				65~69才	450円	
				70~74才	1,020円	
				75~79才	2,250円	
				80~84才	5,790円	
★事故により寝たきり状態になり介護が必要になった など 介護のため一時的に必要となる費用(介護用品・住宅リフォーム費用等)に充当することを目的とした特約です。	<b>K3</b> 300万円	20~44才	20円	55~59才	250円	
				60~64才	580円	
				65~69才	1,360円	
				70~74才	3,050円	
				75~79才	6,750円	
				80~84才	17,360円	
45~49才	50円	80~84才	17,360円			
50~54才	110円	85~89才	34,380円			

	セット	保険金額	親の年令	月払保険料	親の年令	月払保険料
<b>親の介護による休業補償</b> <small>(注)</small> 無料期間:93日 てん補期間:12か月 <small>※健康状況告知が必要となります。</small> <small>※介護対象者は社員ご本人のご両親のみとなります。</small>	<b>L1</b> 月額10万円	20~49才	10円	55~59才	60円	
				60~64才	150円	
				65~69才	350円	
				70~74才	780円	
				75~79才	1,750円	
				80~84才	4,530円	
50~54才	30円	85~89才	9,180円			

(注) 要介護状態である親(介護対象者)を介護するため、子(被保険者)が勤務先の就業規則に基づく介護休業を取得した際に減少する所得の一部を補償することを目的とした特約です。ご加入にあたっては、ご自身に適用される就業規則等の規定を必ずご確認ください。

# 生活サポートコース保険金お支払状況

アルプスアルパイングループの社員とご家族の皆さまにたくさんご利用いただいています！

保険金の種類	件数	支払保険金
交通傷害	75件	1,067万円
日常生活賠償	15件	984万円
携行品損害	41件	109万円
ホールインワン・アルバトロス費用	1件	30万円

2021年度実績 (2021年7月25日～2022年7月24日調べ)

## 過去のお支払実例



一眼レフのカメラを落としてしまい修理をした。  
約**40,000円**のお支払い



ホールインワン達成で祝賀会を開催した。  
約**900,000円**のお支払い



自転車で歩行者と接触し治療費を支払った。  
約**120,000円**のお支払い

## 2021年度 保険金お支払い実績

たくさんのご加入者さまに  
保険金をお支払いさせていただきました

ケガ・病気補償コース

お支払い件数

お支払い金額

生活サポートコース

**1,286件**

**約1.1億円**

## あなたのお住まいの地域は自転車保険が義務化されていますか？



- 義務化
- 努力義務
- 一部都市で義務化



国土交通省地方公共団体の  
条例の制定状況(令和4年4月1日現在)より

自転車事故による被害者の救済と加害者の経済的負担を軽減するため、全国的に自転車保険の加入を義務化する自治体が増えています。

※加害者が子どもであっても、保護者に責任が問われるケースがあります。

### 自転車での加害事故によって高額賠償となった事例

判決認容額 約**9,500万円**

小学5年男子児童が自転車に乗って坂道を時速20～30キロで下った際、散歩途中の女性に衝突。女性は頭蓋骨骨折等の傷害を負い、意識が戻らない状態となった。

(神戸地方裁判所 2013年7月4日判決)

判決認容額 約**9,300万円**

男子高校生が昼間、歩道から車道を斜めに横断し、対向車線を同じく自転車で直進してきた男性会社員と衝突。男性会社員に重大な障害(言語機能の喪失等)が残った。

(東京地方裁判所 2008年6月5日判決)



## 生活サポートコース「日常生活賠償」は、自転車事故によるお相手への損害賠償を備えられます

- 自転車事故以外でも日常生活で起こる賠償事故に対応
- 加入者ご本人はもちろん、ご家族も備えられます(対象範囲はP43をご参照ください)
- 安心の示談交渉サービス付き(国内のみ)

月々120円の保険料で  
最高3億円補償!!



# 加入申込票兼健康状況告知書のご記入要領 (生活サポートコース)

※フリクションペンでの記入は不可です。黒のボールペンで記入願います。  
 ※4-5月の一斉募集の際、web募集のご案内があった方は、『加入申込票』を『web画面』、『記入』を『入力』に読み替えてください。(紙申込のご案内があった方は、こちらの記入例そのままご使用ください。)

社員番号・生年月日・性別をご記入ください。

記入した日をご記入ください。

必ずお選びください。

The form is divided into three main steps:

- STEP 1: 申込人情報と手続区分についてご確認のうえご記入ください。** (Applicant information and procedure classification). Fields include name (雪谷 太郎), employee ID (1234567), birth date (59年 2月 25日), and gender (男).
- STEP 2: 申込内容と健康状況(告知)についてご確認のうえご記入ください。** (Application content and health status). This section contains a grid of checkboxes for various conditions and symptoms. A red 'X' is drawn over the right side of this section, indicating that it should be left blank for those who are newly added or have changed their status.
- STEP 3: 他の保険契約等、保険金請求歴がある場合は、こちらもご確認のうえご記入ください。** (Other insurance contracts, etc.). Includes checkboxes for other insurance and claim history.

・新たにJ1, J3セットに加入される方、またはW→J3セットに変更される方のみ、被保険者ご本人が、加入申込票裏の左面質問①～③ (③は16才以上の女性のみ)の回答を、必ずご記入ください。  
 ・「はい」「いいえ」のどちらかに○印をつけてください。「はい」の方は、裏面の疾病・症状一覧表でご確認のうえ、該当疾病(A欄・B欄)、特殊疾病対象外欄にご記入ください。  
 ・被保険者ご本人が回答内容をご確認のうえ、ご署名ください。告知日もご記入ください。

新たにK1, K3, L1セットに加入される方は加入申込票裏の右面の質問①～④の回答を、必ずご記入ください。

脱退の場合は×線で消したうえで、ご署名をお願いします。

申込人氏名をカタカナでご記入いただき、加入内容をご確認のうえ申込人がご署名ください。所属コードも、必ずご記入ください。

加入を希望するセット名をご記入ください。

補償の対象となる方(被保険者)の氏名(カタカナ必須)、生年月日、年齢、性別をご記入ください。年齢は2023年8月1日時点の満年齢をご記入ください。

裏面の職種コード一覧を参考に職業名・職種名(カタカナ)、職種コードをご記入ください。

訂正される場合は被保険者本人が訂正箇所を二重線で消して、正しい内容をご記入のうえ、訂正署名フルネーム(⇒訂正項目付近に被保険者ご自身(満15才未満の場合は親権者が署名)してください。

他の保険契約・保険金請求歴につき、全被保険者分をご確認いただき、回答が「あり」の場合、「あり」に○のうえ、被保険者ごとに裏面の回答欄に内容をご記入ください。

【告知のご記入に際して】<ご記入前に、必ずお読みください。>  
 ・告知質問に当てはまる場合は、症状が軽度でも告知が必要です。  
 ・疾病・症状名が判明しない場合も、疾病・症状名が判明するまではお引受を見合わせさせていただきます。

※「訂正」の項目は、ご契約に際して引当金会社がたずねる特重要な事項(告知事項)です。事実と異なる場合は、告知の原則として訂正ができませんので、十分ご確認のうえご回答(記入)ください。  
 ※告知を訂正する場合は、訂正箇所を二重線で消して、正しい内容をご記入のうえ、訂正署名フルネーム(⇒訂正項目付近に被保険者ご自身(満15才未満の場合は親権者が署名)してください。)  
 ※職種コードは職業名を必ずご記入ください。職業名・職種名は裏面の職種コード一覧を参照のうえ、カタカナ20文字以内で記入ください。  
 ※「性別」の項目は、ご契約に際して引当金会社がたずねる特重要な事項(告知事項)です。事実と異なる場合は、告知の原則として訂正ができませんので、十分ご確認のうえご回答(記入)ください。  
 ※「年齢」の項目は、ご契約に際して引当金会社がたずねる特重要な事項(告知事項)です。事実と異なる場合は、告知の原則として訂正ができませんので、十分ご確認のうえご回答(記入)ください。  
 ※「生年月日」の項目は、ご契約に際して引当金会社がたずねる特重要な事項(告知事項)です。事実と異なる場合は、告知の原則として訂正ができませんので、十分ご確認のうえご回答(記入)ください。

被保険者と団体との関係を右記「◆団体との関係」より選んでご記入ください。

<介護一時金(本人介護・親介護)の注意点>  
 <親の介護による休業補償の注意点>  
 ・89才までの加入となります。  
 90才以上の方は、「脱退」となるため、加入申込票をご提出ください。